

○「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要領の制定」（平成26年11月28日付け26消安第4028号農林水産省消費・安全局長通知）新旧対照表（下線の部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>1～3 （略）</p> <p>4 （1）（略）</p> <p>（2）輸出者は、輸出日前10開庁日までに、輸出飼料等に関する自由販売証明書発行申請書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添付して、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に対し、自由販売証明書の発行を申請する。申請書類の提出については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）宛てに郵送（返送に必要な料金分の切手を貼付し住所等を記入した返信用封筒を併せて同封すること。）又は持参のいずれかの方法による。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 （1）（略）</p> <p>（2）輸出者は、輸出日前15開庁日までに、輸出飼料等に関する自由販売証明書発行申請書（別紙様式2）に次に掲げる書類を添付して、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に対し、自由販売証明書の発行を申請する。申請書類の提出については、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）宛てに郵送（返送に必要な料金分の切手を貼付し住所等を記入した返信用封筒を併せて同封すること。）又は持参のいずれかの方法による。</p> <p>ア～カ （略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>5 （略）</p>